

## 入札説明書等に対する質問回答書

「令和8年度 第1回物品一括調達(単価契約) 物件番号1号・2号」

質問 番号	質問事項	回答事項
1	プリンターメーカーによる価格改定があった場合などに、価格改定協議を行うことは可能でしょうか。	契約期間中に経済情勢の激変その他予期することのできない特別の事情により価格に著しい変動を生じ、契約単価が不適當となった場合は、契約条項第16条の規定により協議をすることは可能です。 ただし、契約金額の変更を確約するものではありません。